

一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 クラブ活動補助事業実施要綱

1. 目的

この要綱は、県内の障害者スポーツクラブの活動を助成し、障害者スポーツの発展を図ることを目的とする。

2. 実施主体

一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)

3. 事業の内容

対象となる事業は、クラブ会員が行う、練習、大会運営、遠征等の活動の経費を補助することとする。

4. 登録対象クラブ

対象クラブは下記の2種類とし、登録については各競技もしくは各市町につき1クラブ以内とする。

- 競技クラブ 県内全域を会員対象とし、1種類の競技を行うクラブ。
- 市町クラブ 特定市町を会員対象とし、複数もしくは1種類の競技を行うクラブ。

また、各クラブは次の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) クラブ会費を納入していること。
- (2) 原則として滋賀県内に居住している者で構成され、その数がおおむね10人以上であること。
- (3) 構成者(部員)の全てが協会会員(社員会員または一般会員)であること。
- (4) 月1回以上活動を行っていること。
- (5) 過去1年以上活動を継続して行っていること。

5. 経費の補助

クラブ活動の実施に要する経費の一部を会員数・活動実績を考慮し、対象経費の30%を上限として予算の範囲内で補助する。

なお、対象経費は次のとおりとし、決算報告で実績確認が出来ない(領収書の写し等の提出が無い)経費は、対象経費から除外する。

- 報償費(指導者・審判への謝礼、トロフィー・メダル代等)
- 旅 費(鉄道賃、路線バス代等)
- 需用費(大会・練習用消耗品代) ※食糧品(飲料・弁当等)は対象としない。
- 役務費(郵送料、傷害保険料等)
- 使用料(会場使用料、通行料、バス借上料等)
- 負担金(大会参加料・団体登録費) ※協会クラブ会費は対象としない。

6. 交付申請

この事業による助成を受けようとするクラブは、「クラブ活動補助金交付申請書」(別記様式第1号)を作成し、提出するものとする。

なお、補助金交付申請書の提出時期および添付書類は次のとおりとする。

- (1) 提出期日 毎年7月31日
- (2) 添付書類 ア 事業計画書(別記様式第2号①②) イ 収支予算書(別記様式第3号) ウ クラブ員名簿(別記様式4号)

※ 前年度の実績報告・決算の提出がないクラブは申請することができない。

7. 交付条件

補助金の交付に対する条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用したときは、補助を取り消し、その全部もしくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) 精算の結果、余剰金が生じたときはこれを返還することとする。

8. 実績報告

事業完了後、すみやかに「クラブ活動補助金実績報告書」(別記様式第6号)を提出するものとする。

なお、補助金実績報告書の提出時期および添付書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金実績報告書の提出時期 毎年4月20日
- (2) 添付書類 ア 事業実績書(別記様式第7号) イ 収支決算書(別記様式第8号) ウ プログラム・写真・記事等の参考資料

9. 補助金の交付

この補助金の交付は、概算払とする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。